

自転車の
スマホ・酒気帯び

罰則強化

ダメ!!

ながらスマホ



ダメ!!

酒気帯び運転



令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

- 携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

佐 賀 県 警 察

